

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開

「見える化」要件

●介護職員等処遇改善加算の取得 加算Ⅰ

●当法人における処遇改善に関する職場環境等要件の具体的取組につきまして、以下のとおり公表します。

入職促進に向けた取組	・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ・職業体験の受入れの実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援等 ・研修の受講
両立支援・多様な働き方の推進	・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実 ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等
生産性向上のための業務改善の取組	・見守り機器等の介護ロボット（ナースコール連動ベッド）やセンサー等の導入 ・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳など）等による役割分担の明確化 ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善等

介護職員等処遇改善手当について

- ①処遇改善手当は、介護保険法で定められた一定の要件に合致する職員に対して、一時金として支給する。
- ②1項とは別に、法人が定める一定の要件に合致する職員に対して、介護報酬の受給額に応じて毎月支給する。
- ③介護保険法の改定により、介護職員処遇改善加算等が廃止された場合は、この手当の支給を廃止する。

令和7年度介護職員等処遇改善手当の具体的な支払い方法

介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、他の職種間の配分も行うものとし、具体的な支給額は人事考課を踏まえて決定する。

- 介護職員については、派遣及び委託職員以外の全職員を対象とし、①基本給の昇給（H21～R7年度の各昇給）②非常勤職員の昇給（H21～R7年度の各昇給）③夏及び冬賞与の支給（H21～R7年度の各昇給）④介護福祉手当⑤役職手当等に充てるものとする。
- 介護職員以外の年収440万円以上（令和4年次）の職員を除く職員については、派遣及び委託職員以外の全職員を対象とし、①基本給の昇給（R1～R7年度の各昇給）②非常勤職員の昇給（R1～R7年度の各昇給）③夏及び冬賞与の支給（R1～R7年度の各昇給）に充てる。
- 介護職員以外の年収440万円以上の職員については、派遣及び委託職員以外の全職員を対象とし、①基本給の昇給（R4～R7年度の各昇給）②夏及び冬賞与の支給（R4～R7年度の各昇給）③役職手当等に充てる。
- 上記の不足分については年度末に調整金として支給する。